令和８年第９回９月

つがる市農業委員会総会議事録

つ が る 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時　　令和８年９月３日（木）　午後２時00分から午後２時16分
2. 開催場所　　つがる市生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室
3. 出席委員数　36人中､33人出席
4. 出席委員名

1.松橋　正行	2.古坂　光司	4.盛　　彰一	5.三橋　美也	6.杉野森由美子	
7.小笠原　繁	8.長谷川勝則	9.田戸岡　誠	10.太田　善造	11.三橋　　衛	
12.野宮富喜子	13.笠井　正己	14.新岡　　亮	15.吉田　秀美	17.葛西　勝久	
18.秋田谷廣次	19.工藤しのぶ	20.成田　金春	21.杉森　広宣	22.今　　輝義	
23.鎌田　　誠	24.三橋　　弘	25.長谷川一幸	26.工藤　恒實	27.長谷川秀樹	
28.小山内　壽	29.藤本　正彦	30.工藤　正樹	31.稲葉　武彦	32.福井二三夫	
34.横山　治彦	35.神　　文敏	36.浅見　春樹	計33人		

5. 欠席委員　　3.髙橋　敦樹　16.菊池　昭二　33.工藤　　宰　計３人

6. 議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　会期の決定
第３　提出議案の上程
報告第１２号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議案第４４号　農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分の取消しについて
議案第４５号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第４６号　農用地利用集積等促進計画作成の要請について

第４　諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名
局　長：中野拓哉　次　長：高橋美香子　次　長：村田龍治　主　幹：吉村翔
主　査：吉田純也　主　事：坂本千怜　計６人

8. 会議の概要

事務局長（中野拓哉）

ただいまから、「令和８年第９回（９月）つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ（藤本正彦）

本日は、委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。

つがる市のねぶた祭り、馬市祭りも終わりまして、いよいよ９月に入りましたが、昨日からの雨で、田の方も水が大分いっぱいで早く雨が上がって水が引いてくれる事を願っております。それで、来月になりますと国民スポーツ大会、障害者スポーツ大会が青森県で開催されます。つがる市においても柔道、バレーボール等が開催されます。出来秋を前にして言う訳ではありませんが、市の方からも来たお客さん、選手に

良い印象を与えようということで、稲わらを焼かないように有効利用してくださいという事を常々お願いしているところでありますので、我々も地域に帰ったら稲わらを有効利用してもらえらばと思います。
　さて、本日は９月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）
　それでは、農業委員会会議規則第５条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議 長（藤本正彦会長）
　ただいまの出席委員は、３６名中３３名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議 長（藤本正彦会長）
　これより議事に入ります。まず議事日程第１の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第１３条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議 長（藤本正彦会長）
　ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には 20 番 成田金春委員、27 番 長谷川秀樹委員を指名致します。
　次に議事日程第２の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議 長（藤本正彦会長）
　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。
　それでは、これより議事日程第３の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第１２号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議案第４４号　農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分の取消しについて
議案第４５号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第４６号　農用地利用集積等促進計画作成の要請について
　以上、報告１件　議案３件　計４件を上程致します。

議 長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第 12 号 農地法第 18 条第６項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局説明（吉田主査）

それでは議案の１ページをお開きください。報告第 12 号についてご説明致します。

「農地法第 18 条第６項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第 68 条第１項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和８年９月３日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第 12 号は、１ページの番号 103 番と番号 104 番の２件です。解約は全て田で、面積は合わせて 11,721 ㎡となっており、解約の理由は全て合意によるものです。以上で報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第 44 号 農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分の取消しについて」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

２ページをお開きください。議案第 44 号について説明します。

「農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分の取消しについて」農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり取消し願の提出があったので承認を求める。令和８年９月３日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は１件で、次の３ページが取消し願の写しとなっております。令和８年７月８日の総会で農地法第３条による贈与の許可を受けたもので、取消しの理由は「申請人の都合による」ものです。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第 44 号の質疑を終結致します。

これより、議案第 44 号を採決致します。おはかり致します。

議案第 44 号は、原案のとおり許可処分の取消しを承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号は原案のとおり許可処分の取消しを承認することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第 45 号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主査）

それでは、４ページをお開きください。議案第 45 号について説明致します。

「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第１条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和８年９月３日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第 45 号は、番号 551 番から 11 ページの番号 570 番までの 20 件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が１件で、面積は畑が 16,335 ㎡。「贈与」の申請が８件で、面積は田が 8,203 ㎡、畑が 18,552 ㎡、樹園地が 4,372 ㎡です。また、「賃貸借」の申請が 11 件で、面積は田が 73,525 ㎡です。全案件とも別添の農地法第３条調査書１ページから７ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明します。４ページの 551 番の畑は、10a 当たり７万円、となっております。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第 45 号の質疑を終結致します。

これより、議案第 45 号を採決致します。おはかり致します。

議案第 45 号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第 46 号農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

それでは 12 ページをご覧ください。議案第 46 号について説明致します。

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和８年９月３日提出、つがる市農業委員会長。

議案第 46 号の件数については、機構から受け手への貸借が１件となっております。13 ページをご覧ください。番号 15 番。利用権を設定する農用地は、稲垣町吉出と沼館の田７筆で、面積は 29,817 ㎡です。期間は３年間で、賃借料は引き続き 10a 当り 20,000 円となっております。

なお、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、つがる市農業委員会会長名により 10 月中旬頃に認可・公告される予定です。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第 46 号の質疑を終結致します。

これより、議案第 46 号を採決致します。

おはかり致します。議案第 46 号は、原案のとおり要請することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は、原案のとおり要請することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第４の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

１．次期総会日程（案）について　（中野事務局長）

１）日　時　　令和８年 10 月８日(木)　　午後２時００分より
　　場　所　　生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室

２）日　時　　令和８年 11 月６日(金)　　午後２時００分より
　　場　所　　生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室

２．事務連絡

１）令和８年度 青森県農業委員会大会（高橋次長）

２）令和８年度つがる市農業委員会交流会収支決算報告（高橋次長）

３）令和８年度 つがる市農業委員会視察研修について（村田次長）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和８年第９回（９月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。